

厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

[入院基本料に関する事項]

病棟	入院基本料	備考
4 階東病棟	急性期一般入院料 2	当院の一般病棟では、（日勤、夜勤あわせて） 入院患者 1 0 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しています。 また、入院患者 2 5 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置 しています。
5 階病棟		
6 階病棟		

[DPC対象病院について]

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる「DPC対象病院」となっております。

医療機関別係数 1. 4 5 6 3 ※令和 6 年 1 1 月 1 日現在

基礎係数	機能評価係数Ⅰ	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
1. 0 4 5 1	0. 3 4 0 6	0. 0 5 4 1	0. 0 1 6 5	0. 0 0 0 0

但し、診断群分類表より除外となる場合や、歯科口腔外科にご入院される場合は「医科診療報酬点数表」又は「歯科診療報酬点数表」により算定いたします。

[入院診療計画書、院内感染防止対策、医療安全管理体制について]

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、原則、7 日以内に文書によりお渡しするよう努めております。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしております。

[明細書発行体制について]

医療の透明化や患者さまへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行なわれた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

[選定療養に関する事項]

1. 特別の療養環境の提供（消費税込み）

種別	市内の方	市外の方	病室
特別室	27,500円	35,750円	226
個室A	10,560円	13,750円	225,273
個室B	7,590円	9,900円	113,115,116,117,118,120,121,122,123,125,167,168,170,215,216,217,218,220,221,223,262,263,265,266,267,268,270,272,303,305,307,308,352,353,355,356,357,362,363,365,371

2. 病院の初診・再診

他の医療機関からの紹介によらず、直接来院した患者様については、初診時選定療養費として

医科：7,000円・歯科：5,000円を徴収します。

他の医療機関に対し文書による紹介を行う旨を申出が行われたにもかかわらず、当院を受診した場合には、再診時選定療養費として医科：3,000円・歯科：1,900円を徴収します。

ただし、緊急、やむを得ない事情にあつてはこの限りではありません。

3. 入院期間が180日を超える入院

入院医療の必要性が低いが患者様の事情により180日を超えて入院（難病患者等入院診療加算を算定する患者等を除く。）する患者様については、180日を超えた以降の入院料及びその療養にともなう世話、その他の看護に係る料金として、厚生労働大臣が別に定める点数に100分の15を乗じた点数につき、1点15円とした額に100分の110を乗じた額を徴収します。

[保険外負担に関する事項]

当院は、次に掲げるものについて、使用に応じた実費の負担をお願いしています。

文書料	1枚につき
入院証明書（病院所定の様式） 通院証明書（病院所定の様式） 領収証明書	1,100円
身体検査の診断書 傷病名記載による診断書 治療費明細書	2,200円
通院証明書（病院所定の様式以外）	3,300円
各種保険の診断書・入院証明書 各種年金の診断書 身体障害者診断書	4,400円

診療記録等（カルテ） 開示	1枚につき
文書	11円
CD/DVD	465円

紙オムツ等	1枚につき
紙オムツ（テープ止タイプ）	176円
紙オムツ（はくタイプ）	214円
紙オムツ（フラットタイプ）	73円
尿取りパッド	19円～
紙オムツ（乳幼児用）	36円
T字帯	363円
腹帯（Mサイズ）	990円
腹帯（Lサイズ）	1,100円

その他	1枚につき
アイ洗浄HP	11円
テープ各種	192円
コピー代	22円
バストバンド	1,540円～
弾性包帯	256円～
弾性ハイソックス	2,200円
弾性ストッキング	2,860円
吸入嘴管	1,320円

居室料金関係	1日につき
付添寝具 （付き添い用）	176円

※消費税込みの金額です。

※上記一覧に記載のないものは、医事課にお尋ねください。

[手術に関する事項]

西宮市立中央病院で実施した施設基準に適合している手術件数

[期間；令和6年1月～令和6年12月]

区分1に分類される手術

ア 頭蓋内腫瘍摘出術	2 件	イ 黄斑下手術等	0 件
ウ 鼓室形成手術等	0 件	エ 肺悪性腫瘍手術等	35 件
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0 件		

区分2に分類される手術

ア 靱帯断裂形成手術等	0 件	イ 水頭症手術等	0 件
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件	エ 尿道形成手術等	3 件
オ 角膜移植術	0 件	カ 肝切除術等	1 件
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0 件		

区分3に分類される手術

ア 上顎骨形成術等	0 件	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	4 件
ウ バックウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0 件	エ 母指化手術等	0 件
オ 内反足手術等	0 件	カ 食道切除再建術等	1 件
キ 同種腎移植術等	0 件		

区分4に分類される手術

223 件

その他の区分に分類される手術

ア 人工関節置換術	1 件	イ 乳児外科施設基準対象手術	0 件
ウ パーメカ-移植術及び交換術	7 件		
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術			1 件
オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術			32 件

[施設基準の届出事項]

1.当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

※令和6年12月1日現在

初診料（歯科）の注1に掲げる基準	がん性疼痛緩和指導管理料
地域歯科診療支援病院歯科初診料	がん性疼痛緩和指導管理料の注2に規定する難治性がん性疼痛緩和指導管理加算
歯科外来診療医療安全対策加算2	がん患者指導管理料イ
歯科外来診療感染対策加算3	がん患者指導管理料ロ
歯科外来診療感染対策加算4	がん患者指導管理料ハ
一般病棟入院基本料	がん患者指導管理料ニ
救急医療管理加算	糖尿病透析予防指導管理料
診療録管理体制加算1	二次性骨折予防継続管理料1
医師事務作業補助体制加算1	二次性骨折予防継続管理料2
急性期看護補助体制加算	二次性骨折予防継続管理料3
看護職員夜間配置加算	下肢創傷処置管理料
重症者等療養環境特別加算	院内トリアージ実施料
栄養サポートチーム加算	夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算
医療安全対策加算1	外来腫瘍化学療法診療料1
感染対策向上加算1	連携充実加算
患者サポート体制充実加算	外来腫瘍化学療法診療料の注9に規定するがん薬物療法体制充実加算
報告書管理体制加算	ニコチン依存症管理料
呼吸ケアチーム加算	療養・就労両立支援指導料の注3に規定する相談支援加算
後発医薬品使用体制加算1	開放型病院共同指導料
病棟薬剤業務実施加算1	がん治療連携計画策定料
データ提出加算	外来排尿自立指導料
入退院支援加算	肝炎インターフェロン治療計画料
認知症ケア加算	プログラム医療機器等指導管理料
せん妄ハイリスク患者ケア加算	薬剤管理指導料
排尿自立支援加算	医療機器安全管理料1
小児入院医療管理料4	歯科治療時医療管理料
入院時食事療養／生活療養（Ⅰ）	在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2
外来栄養食事指導料の注2に規定する基準	在宅患者訪問看護・指導料の注15（同一建物居住者訪問看護・指導料の注6
心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算	の規定により準用する場合を含む。）に規定する訪問看護・指導体制充実加算
糖尿病合併症管理料	

在宅患者訪問看護・指導料の注16（同一建物居住者訪問看護・指導料の注6の規定により準用する場合を含む。）に規定する専門管理加算	ストーマ合併症加算
在宅患者訪問褥瘡管理指導料	脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算	緑内障手術（緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定	乳癌センチネルリンパ節生検加算1及びセンチネルリンパ節生検（併用）
持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）	乳癌センチネルリンパ節生検加算2及びセンチネルリンパ節生検（単独）
B R C A 1／2 遺伝子検査	食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、等
先天性代謝異常症検査	経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
検体検査管理加算（Ⅱ）	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算	大動脈バルーンパンピング法（I A B P法）
時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
ヘッドアップティルト試験	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
小児食物アレルギー負荷検査	体外衝撃波腎・尿管結石破砕術
内服・点滴誘発試験	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
精密触覚機能検査	及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
画像診断管理加算2	腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
C T撮影及びMR I撮影	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
冠動脈C T撮影加算	人工尿道括約筋植込・置換術
心臓MR I撮影加算	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
乳房MR I撮影加算	医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
小児鎮静下MR I撮影加算	輸血管理料Ⅱ
抗悪性腫瘍剤処方管理加算	輸血適正使用加算
外来化学療法加算1	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
無菌製剤処置料	胃瘻造設時嚥下機能評価加算
心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）	広範囲顎骨支持型装置埋入手術
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）	麻酔管理料（Ⅰ）
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	麻酔管理料（Ⅱ）
呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）	高エネルギー放射線治療
がん患者リハビリテーション料	クラウン・ブリッジ維持管理料
歯科口腔リハビリテーション料2	看護職員処遇改善評価料62
静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
硬膜外自家血注入	歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
エタノールの局所注入（甲状腺）	入院ベースアップ評価料104
エタノールの局所注入（副甲状腺）	酸素の購入単価

2.当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出に係る食事を提供しています。

食事の提供は、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については6時以降)適温で提供しています。

[医療情報取得加算]

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しています。受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診察を行います。

[歯科点数表の初診料の注 1 ・ 地域歯科診療支援病院歯科初診料]

口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染対策を講じています。

感染症患者に対する歯科診療を円滑に実施する体制を確保しています。

歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を定期的に受講している常勤の歯科医師が配置されています。

職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策及び新興感染症に対する対策等の院内研修を実施しています。

[歯科外来診療医療安全対策加算]

偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策に係る研修を終了した常勤の歯科医師が配置されています。また、円滑な対応ができるよう、院内の医科診療科と連携体制が確保されています。

安心で安全な歯科医療環境の提供を行うため、自動体外式除細動器(AED)等十分な装置・器具などを有しています。

歯科外来診療において発生した医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善策を実施する体制が整備されています。

[がん性疼痛緩和指導管理料]

当院は、がん性疼痛の症状緩和を目的とした放射線治療及び神経ブロック等の専門的な治療を実施できる体制が整備されています。

[後発医薬品使用体制加算]

当院では、入院及び外来において後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されています。医薬品の供給状況によっては投与する薬剤が変更となることがありますが、その場合には十分にご説明させていただきます。

[一般名処方加算]

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。後発医薬品があるお薬については、説明の上、一般名処方を行う場合がございます。

また、長期収載品（既に特許が切れている先発医薬品）を患者さんがご希望の場合は、選定療養となることを説明の上、処方する場合がございます。

ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

[院内トリージ実施料]

当院は院内トリージ実施料の施設基準の届出を行っております。夜間、休日に受診された初診の方（救急車等で緊急に搬送された場合を除く）に対して、来院後、速やかに緊急性についてを判断した場合、「院内トリージ実施料」を算定させていただいております。

[外来腫瘍化学療法診療料]

本診療料を算定している方から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる体制が確保されています。急変時等の緊急時には入院できる体制が整備されています。

実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。